平成２９年（フ）第４０３号
さいたま市見沼区大字東新井468番地１、旧住所さいたま市北区吉野町１丁目423番地６吉野原丸徳マンション304号
破産者　清水　庸夫
１　決定年月日　平成30年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５４号
さいたま市南区大字大谷口723番地６
破産者　髙村健太郎
１　決定年月日　平成30年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３７６号
新潟県五泉市赤海２丁目２番43号、開始決定時の住所新潟県五泉市佐取3049番地１
破産者　樋口　政美
１　決定年月日　平成30年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７１号
福井県坂井市春江町大牧第18号29番地
破産者　木下　健一
１　決定年月日　平成30年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２３号
福井県坂井市春江町千歩寺第35号５番地45
破産者　白崎　和也
１　決定年月日　平成30年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３１号
福井市花堂北２丁目28番３号
破産者　山脇　浩彦
１　決定年月日　平成30年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９号
長野県松本市殿野入585番地の３
破産者　藤井　代道
１　決定年月日　平成30年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１０７０号
名古屋市千種区星ケ丘１丁目23番地の４アーバンラフレ星ケ丘10―907号
破産者　内藤　健太
１　決定年月日　平成30年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２７０号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字中之町24番地２
破産者　木村　宏佳
１　決定年月日　平成30年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２９０号
岐阜県可児市緑６丁目61番地、開始決定時の住所大阪府高槻市郡家新町66―20　ハイムＫＳ205
破産者　森　　初彦
１　決定年月日　平成30年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３７４号
名古屋市守山区瀬古東２丁目1113番地　ナカハイツ201号
破産者　溝口　典英
１　決定年月日　平成30年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４６６号
名古屋市南区松城町３丁目55番地の２　レオネクストアルカディア笠寺　202号
破産者　下川原るみ
１　決定年月日　平成30年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５２０号
名古屋市瑞穂区柳ケ枝町１丁目35番地の１、従前の住所名古屋市瑞穂区井の元町207番地の２
破産者　山崎一般建築塗装工業所こと　山崎　織人
１　決定年月日　平成30年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５２１号
愛知県知多郡美浜町美浜緑苑３丁目３番地９郷谷方、住民票上の住所名古屋市中区栄３丁目35番21号　菱家ビル206号
破産者　アクアミューズこと　石堂　奈美
１　決定年月日　平成30年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５８３号
名古屋市南区柵下町１丁目39番地の６　ローレルコート笠寺704号
破産者　渡邉美佐江
１　決定年月日　平成30年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９５号
愛知県岡崎市明大寺町字西郷中39番地、前住所高知県高知市北本町３丁目４番62号
破産者　西村　和倫
１　決定年月日　平成30年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９９号
静岡県三島市初音台４番地の９、開始決定時の住所愛知県知立市新林町茶野37番地１　知立寮1307号（前住所）愛知県岡崎市小針町字松山27番地　㈱ジョブテックサービス内
破産者　島村　良太
１　決定年月日　平成30年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３５５号
愛知県豊田市聖心町１丁目７番地３　アリビオ聖心1230号、前住所香川県高松市太田下町1335番地13
破産者　小笠原幸男
１　決定年月日　平成30年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係